

学校法人令徳学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人令徳学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県鴨川市横渚815番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

鴨川令徳高等学校

全日制課程 普通科

通信制課程 普通科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以下

(2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 鴨川令徳高等学校長。

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者2名以上3名以下。

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者2名以上3名以下。

2. 前項第1号及び第2号の理事は、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事はこの法人の理事（その親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊な関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（学校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）以外の者で、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3. この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(監事の職務)

第8条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査する。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときはこれを千葉県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下のこの条において同じ。)の任期は4年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 第5条に定める理事又は監事のうち定数の5分の1を超えるものが欠けたときは1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の総数の4分の3以上出席した理事会において、理事の総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務に執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するにいたったとき。

(役員報酬)

第12条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の状態にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

(理事長職務代理等)

第15条 理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する。

3. 理事会は、理事長が招集する。ただし理事長は、理事総数の過半数から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に招集しなければならない。

4. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面若しくは電子メールにより、会議の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

5. 理事会の議長は、理事長とする。

6. 理事長が、第3項規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で、理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

7. 理事会はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第10項の規定による除外のため、過半数に達しないときはこの限りでない。

8. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

9. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

10. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が記名押印し、常にこれを理事長室に保管しておかななければならない。

3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会を置く。

2. 評議員会は、11名以上16名以下の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1の評議員から、会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面もしくは電子メールにより通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 評議員会の議長は、評議員の互選による。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。
10. 評議員会の議決は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事2名以上」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (2) 事業計画。
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- (5) 寄附行為の変更。
- (6) 合併。
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散。

(8) 寄附金品の募集に関する事項。

(9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況、又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者3名以上4名以下。

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者2名以上3名以下。

(3) この法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任した者4名以上5名以下。

(4) 鴨川令徳高等学校長。

(5) この法人の設置する学校に在籍する生徒の保護者のうちから理事会において選任した者2名以上3名以下。ただし、このうち1人は通信制課程の保護者とすることができるが、30歳以上で自ら生計を営んでいる場合に限り、生徒を評議員にできない。

2. 評議員のうちには役員のうち1名と親族、その他特殊の関係にある者の数、又は評議員のうち1名、及びその親族、その他特殊な関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1をこえて含まれることとなってはならない。前項第一号、第四号、第五号に規定する評議員はこの法人の職員、校長の職を退いたとき、及び保護すべき生徒（前項第五号の但し書きの場合にあつては該当生徒）が生徒でなくなった時は、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員（第22条第1項第4号に掲げる評議員を除く。以下のこの条において同じ。）の任期は4年とする。ただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは評議員総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

第25条 第12条の規定は、評議員について準用する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただしこの法人の事業の遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の、設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入・入学金収入・検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時金の借入金を除く)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は毎会計年度終了後、2ヶ月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1. 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
2. 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
3. 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
4. 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（資産総額の変更登記）

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会の議決。
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決。
- (3) 合併。
- (4) 破産。
- (5) 千葉県知事の解散命令。

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては千葉県知事の認定を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、千葉県知事の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方自治体に帰属する。

（合併）

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、千葉県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、千葉県知事の認可を受けなければならない。

2. 私立学校施行規則に定める届出事項については前項の規定にかかわらず理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、千葉県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備え置かなければならない。

- (1) 寄附行為。
- (2) 役員及び評議員の名簿並びに履歴書。
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類。
- (4) その他必要な書類及び帳簿。

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、当法人のホームページに掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他、この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は理事会で定める。

第9章 役員 の損害賠償責任

(役員 のこの法人に対する損害賠償責任)

第46条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2. 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第47条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 第46条第2項の規定にかかわらず、理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その

契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低限度額とのいずれか高い額とする。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）

第49条 前3条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

附 則

1. この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	横尾 とき
同	横尾 卯之吉
同	山崎 恒
同	長戸路 政司
同	橋本 鐘爾
監事	篠田 有恒
同	仲山 三樹夫

附 則

寄附行為の変更

平成12年4月1日よりこれを施行する。

附 則

寄附行為の変更

平成13年3月30日よりこれを施行する。

附 則

寄附行為の変更

（平成13年7月11日）千葉県知事の認可のあった寄附行為は、千葉県知事の許可の日（平成14年4月1日）より施行する。

附 則

（平成14年3月28日）千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成14年4月1日よりこれを施行する。

附 則

（平成17年8月15日）千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成17年8月15日よりこれを施行する。

附 則

（平成18年8月16日）千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成19年4月1日よりこれを施行する。

附 則

（平成18年8月22日）千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成19年4月1日よりこれを施行する。

附 則

この千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成23年4月1日よりこれを施行する。

附 則

この千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成23年12月27日よりこれを施行する。

附 則

この千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成25年3月19日よりこれを施行する。

附 則

この千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成25年7月17日よりこれを施行する。

附 則

この千葉県知事の認可のあった寄附行為は、平成25年11月12日よりこれを施行する。

附 則

この寄附行為変更は、千葉県知事の認可の日からこれを施行する。

平成29年6月9日

附 則

この寄附行為変更は、千葉県知事の認可の日からこれを施行する。

令和2年4月1日